

【 会 議 録 】

日時：平成 19 年 11 月 28 日（水）19:00～20:30

会議名	自治基本条例に関する勉強会 第 5 回 幹事会	場所	越谷市中央市民会館 4 階会議室 A・B
議題等	○ 議題 協議事項 (1) 会議録の確認について (2) 次回の勉強会の進め方について (3) 今後の幹事会日程について (4) その他 勉強会の名称について		
資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第書 ・ 第 2 回幹事会【会議録】 ・ 第 4 回幹事会【会議録】（未定稿） 		
出席者	幹事 8 名 事務局（企画課職員）3 名		
内 容	別紙・議事要旨のとおり		
<p>●合意・決定事項等</p> <p>協議事項</p> <p>(1) 会議録の確認について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第 3 回幹事会【会議録】（未定稿）について了承をした。 <p>(2) 次回の勉強会の進め方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●12 月 2 日（日）に開催する第 6 回の勉強会についてサブタイトルを設けることとし、「市民を巻き込む方法について～自治基本条例制定に市民参画を進めるため～」として開催することになった。 ●当日の進行について、総合司会及びファシリテーター（1 名）、開会の挨拶（1 名）、閉会の挨拶（1 名）を幹事のなかで役割分担をそれぞれ決定した。 ●第 6 回勉強会開催の 30 分前、13 時に幹事で打ち合わせを行うことになった。 <p>(3) 今後の幹事会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●12 月 13 日（木）の 19 時から開催することとし、場所については、事務局で調整し、あらためて連絡することになった。 <p>(4) その他 勉強会の名称について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●勉強会の名称について「（仮称）越谷市自治基本条例に関する勉強会」とすることとした。また、名称を使用するルールとして名刺他啓発のチラシ等を作成する際には、事務局に届け出ることとし、問合せ先等については、事務局である市企画課の問合せ先を記入することになった。 <p>※ 幹事会で協議した結果、第 6 回勉強会のテーマは「市民を巻き込む方法～自治基本条例制定に市民参画を進めるため～」として開催することになったが、勉強会当日の打ち合わせにおいて、市民を巻き込む方法について意見交換をするためには、市民参加の現状を把握する必要があることから、当日の進行については、下記のとおりとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「まちづくりへの市民参加の現状について」（グループごとにワークショップ） ②「自治基本条例制定に市民を巻き込む方法について」（参加者全員による意見交換） 			

第5回幹事会 会議録（要旨）

協議事項

（1）会議録の確認について

【事務局からの説明】

- ・ 第2回勉強会【会議録】について前回の幹事会で了承を得られたので配布する。
- ・ 第4回の幹事会の際に配布した第3回勉強会【会議録】について訂正、追加等がないか確認したい。

【意見等】

- ・ 特になし

【合意・決定事項等】

- 第3回【会議録】についての内容について幹事会で了承する。

（2）今後の勉強会の日程等について

【事務局からの説明】

- ・ テーマである「市民を巻き込む方法について①」は勉強会の日程及び内容等を決めた際、1回で終わらないことも考え①とした。市民を巻き込む方法については、勉強会に市民を巻き込む方法ということと、今後の審議会での条例づくりに市民を巻き込む方法ということが考えられる。この2つを併せて議論することは難しいことから整理する必要がある。
- ・ 4月から立ち上がる審議会の設置条例（案）について12月の議会に提出する。委員の構成については、30人以内とし、公募による市民と学識経験者（3名程度）としている。公共的団体の推薦する者については、委員の構成から除いている。公共的団体の意見については、審議会と意見交換することにより反映したいと考えている。今後の審議会では公募の市民が中心となりPI等の手法により市民を巻き込むことも必要になってくると想定している。

【意見等】

- ・ 勉強会については既に5回実施し、議論を深めてきた。人数についても30人前後で推移している。審議会の立ち上げ後のことについて検討する方がいいと考える。
- ・ 市民を巻き込む方法についてというテーマは、勉強会のテーマにそぐわないのではないかと考える。市民参画ということ、市民がどう参画するか、協働とは何か、という根本的なことをテーマにする方がいいと考える。
- ・ 勉強会の参加者が固定化してきているが宣伝が少ないと思う。興味を引くテーマを設定する必要がある。企画力、情報力不足だと思う。
- ・ テーマについては、決定事項であり皆さんに知らせてある。テーマそのものより、どうするかということ、方法が重要だと考える。
- ・ 今すぐ出来ること、審議会で作れること、幹事会が出来ること、勉強会が出来ること、行政が出来ることというような分類をしていく方法がある。
- ・ 参加者、市民のニーズを掴む必要がある。
- ・ 巻き込む方法（参加、参画等含めて）についてサブタイトルをつけて実施する方法があるのではと考える。
- ・ 新聞に「市民条例に若者の参加を」という記事が掲載されていた。勉強会に学生な

どの若者を参加してもらう努力は必要である。

- ・ 勉強会への参加者が少ない理由には、興味がない、興味があるがよく分からない、興味があるが都合がつかず参加できない等がある。一部の市民のための条例になる危険性がある。若者をはじめとする多くの市民を巻き込む方法を考えることは重要なテーマだと考える。
- ・ 市民参画や協働とは何か、というようなサブタイトルをつけて具体的な議論をすることが出来ると思う。
- ・ 具体的なテーマを設定することでより多くの市民の参加を促すことが出来るのではないかと考える。
- ・ 市民を巻き込む方法について、というテーマは、自治基本条例を制定するにあたりどう市民参画を進めるかということに絞った方がいいと考える。

【合意・決定事項】

- 12月2日(日)に開催する第6回の勉強会についてサブタイトルを設けることとし、「市民を巻き込む方法について～自治基本条例制定に市民参画を進めるため～」として開催することになった。
- 当日の進行について、総合司会及びファシリテーターに1名、開会の挨拶に1名、閉会の挨拶に1名を幹事でそれぞれ役割分担を決めた。
- 第6回勉強会開催の30分前、13時に幹事で打ち合わせを行うことになった。

(3) 今後の幹事会の日程について

【合意・決定事項】

- 12月13日(木)の19時から開催することとし、場所については、事務局で調整し、あらためて本日の欠席者を含め連絡することになった。

(4) その他

勉強会の名称について

【意見等】

- ・ 自治基本条例に関する勉強会という名称がいいと思う。
- ・ 公共的団体等に説明するときには名称が必要だという意見もある。
- ・ 名称を作るにあたって、名称を使用する際のルールづくりは必要だと思う。
- ・ アタマに越谷市という言葉を付けた方が活動しやすいと思う。
- ・ 名称の使用にあたっては、連絡先を事務局にすることからも事務局で把握しておく必要がある。

【合意・決定事項】

- 勉強会の名称について「(仮称)越谷市自治基本条例に関する勉強会」とすることとした。また、名称を使用するルールとして名刺他啓発のチラシ等を作成する際には、事務局に届け出ることとし、問合せ先等については、事務局である市企画課の問合せ先を記入することになった。